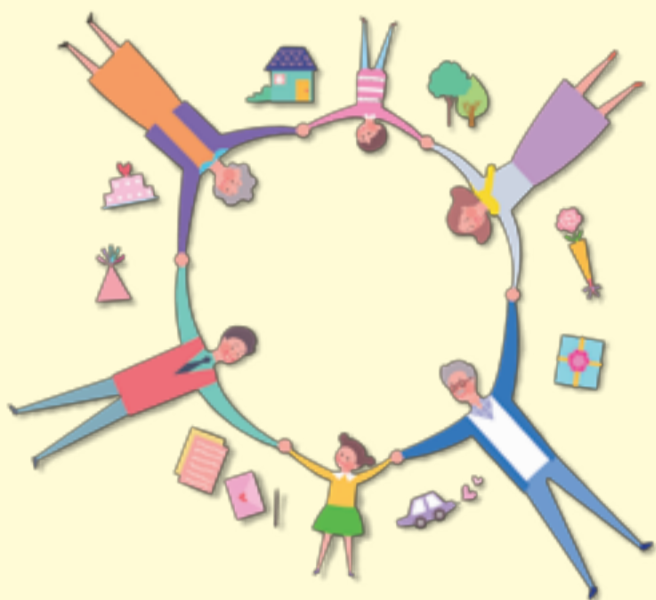


JA共済 フォルダーの しおり・規定



JA共済フォルダーのしおり・規定

JA共済フォルダーの設定をお申込みいただきありがとうございます。

この「JA共済フォルダーのしおり・規定」は、JA共済フォルダーの取扱いについての大切なことがらを記載したものです。

JA共済フォルダー設定の際には、ぜひご一読いただき、JA共済フォルダーの取扱内容をご理解くださいますようお願いいたします。

目 次

◎JA共済フォルダーのしおり.....2

<JA共済フォルダー>

1. フォルダーへのご契約の登録.....4
2. フォルダーに登録されているご契約の異動手続.....6
3. フォルダーの消滅等.....6
4. ご契約内容の定期的なご案内.....6
5. フォルダーのファミリー登録.....7
6. その他.....7

<その他のサービス>

1. JA共済の健康・介護ほっとライン.....8
2. のんびり保養施設サービス.....9

<JA共済のご相談・苦情窓口のご案内>.....10

◎JA共済フォルダー規定.....11

【個人情報の取扱い】

JA共済フォルダーおよび共済契約に関する個人情報は以下のとおりお取り扱いいたします。

1. ご契約内容、申込書記載事項やその他の取得させていただいた組合員・利用者等の皆さまの個人情報については、共済契約引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービス・商品の提供・充実・開発・研究を行うために利用します。また、保健医療等の情報（要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報）については、共済事業の適切な業務運営の確保に必要な範囲で取り扱い、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）については、法令により認められる範囲を超えた利用は行いません。
2. 共済契約等に必要な情報として組合員・利用者等の皆さまの住所・氏名・生年月日の他、健康状態、職業等について取得します。
3. 主に共済契約申込書やアンケートにより、組合員・利用者等の皆さまの情報を取得します。また、インターネット・はがき等で情報を取得する場合があります。
4. 組合員・利用者等の皆さまの情報を正確かつ最新なものにするために、適切な措置を講じます。また、組合員・利用者等の皆さまの情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要と考えられる対策を講じます。
5. あらかじめ組合員・利用者等の皆さまの同意がある場合、共済事業の健全な運営のために必要な場合、情報の利用目的のために業務を委託する場合、各種サービスを提供するにあたり必要と考えられる場合、法令により必要と判断される場合、公共または組合員・利用者等の皆さまの利益のために必要と考えられる場合および再保険取引のために必要な場合において、必要な範囲で組合員・利用者等の皆さまの情報を第三者（注）に提供することがあります。
（注）外国にある第三者を含み、提供する主な場面は次のとおりです。
 - ・ 外国にある再保険会社との再保険取引に伴う提供
 - ・ 共済金支払査定に用いる診断書の電子化業務の委託・再委託に伴う提供 等
6. 組合員・利用者等の皆さまからご自身に関する情報の開示・訂正の依頼があった場合は、本人であることを確認したうえで、特別の理由がない限り回答・訂正いたします。
7. 個人情報の取扱いについての苦情への適切な対応を行い、問題の解決に努めます。なお、個人情報の取扱いや開示等の手続等に関する質問、苦情に関しての受付窓口は10ページをご覧ください。

上記以外の当組合のその他個人情報の取扱いについては、当組合の個人情報保護方針・個人情報保護法にもとづく公表事項等をあわせてご覧ください。また、全国共済農業協同組合連合会の個人情報の取扱い等の詳細は、JA共済のホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp/>）をご覧ください。

JA共済フォルダーのしおり

ご契約をJA共済フォルダーにまとめていただくことにより、様々なメリットをご提供いたします。

「ひと」に関する 保障

- 終身共済
 - 養老生命共済
 - 医療共済
- など

登録

「いえ」に関する 保障

- 建物更生共済
- 火災共済

登録

「くるま」に関する 保障

- 自動車共済
- 自動車損害賠償責任共済

登録

JA共済フォルダー

ひと



いえ

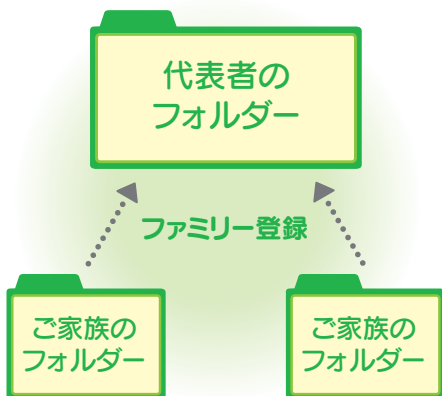


くるま



それぞれのご契約をまとめて管理

また、「ファミリー登録」(7ページ参照)をしていただきますと、ご家族の方それぞれのフォルダーに登録されているご契約に関する情報を代表者の方にまとめてご案内いたします。



JA共済フォルダーにご契約を登録されると、

- ①ご住所の変更等の手続きをまとめて行うことができます。
- ②「ひと・いえ・くるま」の保障内容を毎年お知らせします。
- ③「のんびり保養施設サービス」をご利用いただけます。

詳細は次のページ以降をご覧ください。



＜JA共済フォルダー＞

「JA共済フォルダー（以下このしおりでは「フォルダー」といいます。）とは、ご加入されているご契約を「ご契約者」単位にひとつにまとめて各種サービスを提供するためのものです。

以下、フォルダーの取扱内容についてご説明します。

1. フォルダーへのご契約の登録

- (1) 下記のフォルダー登録対象契約にご加入されているご契約者または新たにフォルダー登録対象契約をお申込みいただく方は、フォルダーを設定することができます。

フォルダーの設定をお申込みの際には、「JA共済フォルダーのしおり・規定」の内容をご理解のうえ、フォルダーに登録するご契約をご指定ください。

＜フォルダー登録対象契約＞（令和3年4月現在）

○長期共済契約

終身共済契約、引受緩和型終身共済契約、一時払終身共済契約、一時払終身共済（平28.10）契約、積立型終身共済契約、満期専用入院保障付終身共済契約、三大疾病前払付終身共済契約、年金付終身共済契約、定期生命共済契約、養老生命共済契約、こども共済契約、一時払生存型養老生命共済契約、一時払養老生命共済契約、予定利率変動型年金共済契約、年金共済契約、がん共済契約、医療共済契約、引受緩和型医療共済契約、定期医療共済契約、引受緩和型定期医療共済契約、介護共済契約、一時払介護共済契約、生活障害共済契約、特定重度疾病共済契約、建物更生共済契約

○短期共済契約

火災共済契約、自動車共済契約、賠償責任共済契約（イベント賠償責任担保特約付共済契約を除きます。）、定額定期生命共済契約、傷害共済契約（こども共済契約とのセット契約に限ります。）、自動車損害賠償責任共済契約

- (2) フォルダーを設定されたご契約者には、「フォルダー登録証」を交付します。



<ご留意事項>

- ◆ 次のご契約は、フォルダー登録対象契約であってもフォルダーに登録できません。
 - ・共済期間が1年未満のご契約
 - ・失効契約
 - ・他のJAでご加入されているご契約
- ◆ ご加入されているご契約について、ご契約者の氏名または名称、住所、電話番号等の変更手続きがお済みになっていないものがある場合には、フォルダー登録の際、現在の内容に変更してください。
- ◆ フォルダーの設定の際、フォルダーに登録されるご契約に設定されている口座のうち1口座を「フォルダー指定口座」としてご登録ください。
- ◆ こども共済と傷害共済または建物更生共済と賠償責任共済をセットでご加入されている場合には、セットとなっているご契約を同時にフォルダーに登録してください。
- ◆ ご契約のお申込みと同時にフォルダーの設定をお申込みになり、ご契約が成立しなかったことにより、フォルダーに登録されるご契約がなくなった場合は、フォルダーの設定のお申込みはなかったものとします。
- ◆ ご契約者の事情により、当JAにフォルダーを複数設定する必要がある場合は、ご相談ください。
- ◆ フォルダーを設定されたご契約者が、新たにフォルダー登録の対象となるご契約にご加入された際には、ご契約者のお申出を受けて、フォルダーに追加登録します。
- ◆ ご契約が次の事項に該当した場合は、ご契約は自動的にフォルダーから除外されます。
 - ・ご契約が無効、取消し、解約もしくは解除または消滅（転換または切替による消滅を含みます。）となった場合
 - ・共済期間が満了した場合
 - ・ご契約者を変更された場合
 - ・ご契約者のお申出により、ご契約のご加入先を他のJAに変更された場合
- ◆ ご契約をフォルダーから除外される場合は、JAにお申し出ください。

2. フォルダーに登録されているご契約の異動手続

フォルダーに登録されているご契約については、次の変更手続をフォルダー単位にまとめて行うことができます。

- ・ご契約者の氏名または名称
- ・ご契約者の住所
- ・ご契約者の電話番号
- ・共済掛金の振替口座(フォルダー指定口座)

<ご留意事項>

- ◆ 変更のお申出の際には、「フォルダー登録証」をご提示ください。
- ◆ ご契約者の氏名または名称の変更について、ご契約者の変更をとまなう場合は、この取扱いの対象外となります。
- ◆ 共済掛金の振替口座を変更される場合には、フォルダー指定口座と同一の口座を設定されているご契約が変更の対象となります。
※ご契約者以外の方が口座名義人となっている場合など、別にお手続いただく必要があることがありますので、詳しくはJAにご確認ください。

3. フォルダーの消滅等

次の場合には、フォルダーは消滅します。

- ・フォルダーに登録されたご契約が解除・消滅等によりすべてなくなった場合
- ・フォルダーを設定されたご契約者が死亡された場合

また、フォルダーの設定解除を希望される場合は、JAにお申し出ください。なお、フォルダーの取扱内容については、将来、変更または廃止することがあります。

4. ご契約内容の定期的なご案内

フォルダーに登録されているご契約に関する情報(保障内容、共済掛金、共済掛金積立金等)をとりまとめ、年1回、定期的にご案内します。ご契約内容や共済掛金のお払込み時期等については、こちらでご確認ください。

5. フォルダーのファミリー登録

ご家族の中にフォルダーを設定されたご契約者がいらっしゃる場合には、「ファミリー登録」をしていただきますと、ご家族の方のご契約に関する情報をご家族の中で指定された代表者の方にまとめてご案内します。また、代表者の方からお申出があれば、ご家族の住所変更はファミリー登録されているご契約をまとめてお手続きできます。

ファミリー登録を希望される場合は、JAにお申し出ください。

<ご留意事項>

- ◆ ファミリー登録の対象となるご契約者の範囲は、住所および生計を同一とするご契約者としてします。
- ◆ ファミリー登録をお申出の際には、代表者の同意が必要となります。
- ◆ 当JA以外で設定されたフォルダーをファミリー登録することはできません。
- ◆ ファミリー登録をされた場合、ご契約者・被共済者等の情報は代表者に開示されます。
- ◆ 次の場合には、ファミリー登録の取扱いは中止されます。
 - ・代表者と住所または生計が同一でなくなった場合
 - ・代表者からファミリー登録の取扱いを中止する旨のお申出があった場合
 - ・代表者のフォルダーが解除され、または消滅した場合
- ◆ ファミリー登録の取扱いを中止される場合は、JAにお申し出ください。

6. その他

将来、万が一JAの経営が困難となり、全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)が単独でフォルダーを取り扱うことになった場合には、JA共済連がフォルダー登録契約の異動手続および各種サービスの提供を引き続き行います。



<その他のサービス>

1. JA共済の健康・介護ほっとライン

健康や介護、育児についての悩みごと、気になることを看護師や介護支援専門員、医師・栄養士などが直接電話でお答えする電話相談サービスです。

全国どこからでも無料でご利用いただけます。

健康診断の結果等の疑問や、介護・育児についてお困りのことなど、お気軽にご相談ください。

看護師、介護支援専門員(ケアマネージャー)による相談

医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による相談

<お問い合わせ番号>

シアワセイチバン コンサルタント
0120-481-536

●利用時間 24時間・365日

(医師・栄養士への相談については、予約になる場合もあります。)

※お名前は伺いませんので安心してご利用いただけます。

※このサービスは、フォルダーを設定されたご契約者以外の方にもご利用いただけます。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※本サービスの回答は、診療行為を伴わずに行う一般的な助言の範囲内のものであり、診断・治療等の医療行為を行うものではありません。ご相談の内容、性質、その他の事情により回答できない場合があります。ご了承ください。



2. のんびり保養施設サービス

フォルダーを設定されたご契約者は、「のんびり保養施設サービス」がご利用いただけます。

ご利用方法やサービスの内容については、JA共済のホームページ (<https://www.ja-kyosai.or.jp/gokeiyaku/facilities/>) をご覧いただくか、以下の連絡先にお問い合わせください。

※「のんびり保養施設サービス」では、全国のJA共済の宿泊保養施設のホテル・旅館において、特典やサービスをご用意しています。

※サービス内容等は令和3年4月現在のものであり、将来予告なしに変更することがあります。

施設名	電話番号
摺上亭大鳥(福島 奥飯坂)	024-542-4184
雨晴温泉磯はなび(富山 雨晴温泉)	0766-44-6161
ホテル翠湖(石川 柴山温泉)	0761-74-5588
あさぎり荘(兵庫 城崎温泉)	0796-32-2921
クアハウス白浜(和歌山 南紀白浜温泉)	0739-42-4175
ホテルモナーク鳥取(鳥取 鳥取温泉)	0857-20-0101
羽衣(鳥取 はわい温泉)	0858-35-3621
ホテル玉泉(島根 玉造温泉)	0852-62-0021
ホテル春慶屋(佐賀 武雄温泉)	0954-22-2101
ホテル青島サンクマール(宮崎 日南海岸 青島温泉)	0985-55-4390

<JA共済のご相談・苦情窓口のご案内>

JA共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口においてご相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

●ご加入の共済に関するご相談・苦情窓口●

ご加入先のJA

ご相談・苦情等は、ご加入先のJAにお申し出ください。

JA共済相談受付センター

JA共済全般に関するお問い合わせのほか、ご相談・苦情等をお電話で受け付けており、お申出者のご了解を得たうえで、ご加入先のJAに対して解決を依頼します。

<お問い合わせ番号>

コン サ ル タント は ク ミアイ
 **0120-536-093**

●受付時間 9時～18時(月～金曜日) 9時～17時(土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更となる場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

●ご利用可能な外部機関●

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

共済全般に関するお問い合わせのほか、ご利用の皆さまからのご相談・苦情等について、JAとの間で解決できない場合は、中立的な外部機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」にご相談いただくこともできます。

<お問い合わせ番号>

03-5368-5757

●受付時間 9時～17時

(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※自動車共済・自賠償共済の賠償案件については、お取り扱いしていません。

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

2. 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

5. 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

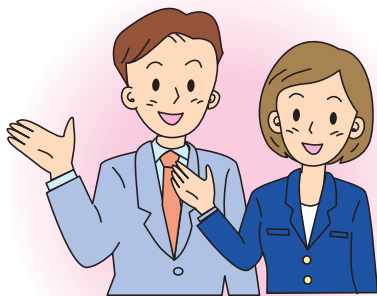
※2～5の連絡先については、各機関のホームページをご覧ください。

JA共済フォルダー規定

この規定は、JA共済フォルダーの設定や、JA共済フォルダーに登録いただいたご契約の異動手続に関する取扱い等を取りきめたものです。JA共済フォルダーの設定後は、「フォルダー登録証」とともに大切に保管くださいますようお願いいたします。

もし、わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なくJAにおたずねください。

なお、全国共済農業協同組合連合会が単独でJA共済フォルダーを取り扱うこととなった場合には、この規定中の「組合」は、「全国共済農業協同組合連合会」と読みかえます。



JA共済フォルダー規定

(平成23年4月1日変更)

1 用語の説明

第1条 [用語の説明]

この規定において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用 語	説 明
共済契約者等	共済契約に基づく次の者をいいます。 ア. 共済契約者 イ. 共済契約による共済契約者の権利義務を承継された者
フォルダー登録契約	組合の定める取扱いに基づき、フォルダー（注）に登録された1または共済契約者等を同一とする複数の共済契約をいいます。 （注）JA共済フォルダーをいいます。この規定において同様とします。

2 フォルダーの取扱いに関する規定

第2条 [フォルダーの設定]

- （1）フォルダーは、この規定によって設定します。
- （2）フォルダーは、共済契約を締結する際（注）または共済契約の締結後、共済契約者等から申込みがあった場合に、組合の承諾を得て、設定することができます。
（注）共済契約者の変更等により新たに共済契約者等となる場合を含みます。
- （3）組合は、フォルダーの設定を承諾した場合、共済契約者等に通知します。

第3条 [フォルダー登録契約が複数ある場合の異動手続]

- （1）共済契約者等は、組合の定める取扱いに基づき、次の異動をフォルダー登録契約に対して同時に手続することができます。
 - ① 共済契約者等の氏名
 - ② 共済契約者等の住所（注）
 - ③ 共済契約者等の電話番号
 - ④ 共済掛金の振替口座（注）居所を含みます。この規定において同様とします。
- （2）組合は、（1）の手続にかかる共済証書への表示を省略することがあります。

第4条〔フォルダー登録契約の追加〕

(1) 組合は、フォルダーの設定後、共済契約者等が新たに共済契約を締結した場合(注)には、組合の定める取扱いに基づき、その共済契約をフォルダーに追加します。

(注) 共済契約者の変更等により新たに共済契約者等となる場合を含みます。

(2) フォルダー登録契約である共済契約の共済期間が満了した場合で、その共済契約が共済約款に基づいて更新または継続されたときは、組合は、新たにフォルダー登録契約に追加されたものとして取り扱います。

第5条〔フォルダー登録契約に関する情報の提供〕

(1) 組合は、共済契約者等がフォルダーを設定している場合は、組合の定める取扱いに基づき、契約情報(注)を、フォルダー単位に一括して共済契約者等に提供します。

(注) フォルダー登録契約の保障内容、共済契約関係者、共済掛金、共済掛金の振替口座および共済掛金積立金等の情報をいいます。この条において同様とします。

(2) 共済契約者等は、組合の定める取扱いに基づき、住所および生計を同一とする者を(1)の契約情報の提供先として指定することができます。

(3) 共済契約者等は、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、将来に向かって、(2)の取扱いを中止することができます。

(4) 組合は、次の場合、(2)の取扱いを中止します。この場合には、(3)の規定を準用します。

- ① 契約情報の提供先となっている共済契約者等から、この取扱いを中止する旨の申出があった場合
- ② 契約情報の提供先となっている共済契約者等と住所または生計が同一でなくなった場合
- ③ その他組合の定める取扱いに該当した場合

第6条〔フォルダーの消滅等〕

共済契約の無効、取消し、解約もしくは解除、消滅、共済契約者等の変更(注)等によりすべてのフォルダー登録契約がなくなった場合、または共済契約者等が死亡した場合は、その時にフォルダーは消滅します。

(注) 年金支払日が到来した場合等を含みます。

3 その他の事項

第7条 [組合がフォルダー登録契約の当事者の地位を失った場合の取扱い等]

組合がフォルダー登録契約の当事者の地位を失った場合には、次の表の区分に応じて、同表の者がこの規定に定める事項を取り扱います。

区 分	この規定に定める事項 を取り扱う者
① 組合が共済約款の定める取扱いに基づきフォルダー登録契約の当事者の地位を失った場合	全国共済農業協同組合連合会（注）
② ①に該当し、その後、他の組合がフォルダー登録契約の当事者の地位に追加された場合	他の組合および全国共済連

（注）この規定において「全国共済連」といいます。

第8条 [フォルダー規定の変更等]

組合は、全国共済連がこの規定を変更し、または廃止した場合には、その内容を公告、通知またはその他の方法により共済契約者等に周知します。この場合、変更日以降は変更後の規定を適用し、廃止日以降はこの規定の適用を終了します。

4 特 則

第9条 [平成23年4月1日前に登録されたフォルダー登録契約に関する特則]

平成23年4月1日前に登録されたフォルダー登録契約については、次のとおり取り扱います。

- ① 組合の定める取扱いに基づく共済掛金の割引が適用される場合には、共済掛金を割り引きます。
- ② ①の規定による割引が適用される共済契約について、平成23年4月1日以後に更新または継続された場合には、本条の規定は適用しません。
- ③ ①の規定による割引が適用される共済契約について、平成23年4月1日以後に共済金額の減額等により契約内容の変更が生じた場合には、組合の定める取扱いに基づき、割引額を変更することがあります。

④ ①の規定による割引が適用される共済契約について、平成23年4月1日以後に次のいずれかに該当した場合には、その割引を中止します。

ア. 共済掛金の払込みが終了した場合

イ. 払済契約に変更された場合

ウ. 共済掛金払込満了契約に変更された場合

エ. その他組合の定める取扱いに該当した場合

<国立がん研究センター「がん情報サービス」のご案内>

「がん情報サービス」は、国立がん研究センターがん対策情報センターが、がんの情報を発信しているウェブサイトです。患者さまやご家族の方をはじめ、一般の方や医療専門家に対して、がんについて信頼できる最新の正しい情報を分かりやすく紹介しています。是非ご活用ください。

<「がん情報サービス」のウェブサイト>

<https://ganjoho.jp>

がん情報サービスサポートセンター

がんに関する心配事や知りたい情報をお電話でご相談できます。

<お問い合わせ番号>

0570-02-3410 (ナビダイヤル)
03-6706-7797

●受付時間：平日10時～15時

(土日・祝日および年末年始を除く)

※通話料金のご利用される方のご負担となります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済連は、国立がん研究センターとがん情報の普及啓発に向けた包括的連携に関する協定を締結しています。

